

# ご来院の皆さまへ

## 迷惑行為により 診療をお断りすることがあります

当院では、次のような迷惑行為があった場合には、診療をお断りする場合があります。

患者さんの安全を守り、診療を円滑に行うとともに、最善の医療を提供するためにも、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

1. 他の患者さんや職員にハラスメント等や暴力行為があった場合、もしくはそのおそれが強い場合
2. 大声、暴言または脅迫的な言動により、他の患者さんに迷惑を及ぼし、あるいは職員の業務を妨げた場合
3. 解決し難い要求を繰り返し行い、病院業務を妨げた場合
4. 建物設備等を故意に破損した場合
5. 受診に必要でない危険な物品を院内に持ち込んだ場合

病 院 長